

学校法人制度改革特別委員会 (第4回)	参考資料 2-5
令和4年3月9日(水)	

私中高連発第161号
令和4年2月22日

学校法人制度改革特別委員会
主査 福原 紀彦 殿

日本私立中学高等学校連合会
会長 吉田 晋
[公印省略]

「学校法人ガバナンス改革に関する主な論点」に関する意見(2)

<理事・理事会、評議員・評議員会>

各中高法人では、理事長・理事の適格基準や選解任、理事会議事録の作成等について、建学の精神や宗教など各学校法人の事情を鑑みながら、「学校法人寄附行為作成例」を踏まえつつ寄附行為に定めており、今後も、各学校法人がそれぞれに相応しい取組みを主体的に行えるようにすることが適当である。

(評議員会の権限等)

私立中学校・高等学校は地域の公教育の一翼を担っており、例えば私立高等学校では、学則定員などはもとより、募集人員や入学者選抜の日程についても、文部科学省の指導の下、都道府県に設置されている「公私立高等学校連絡協議会」を通じて、公立高等学校と協議し、地域の実情に応じた生徒募集を行うなどしており、公立学校と共に地域における健全な公教育の維持・発展に貢献している。その教育活動と学校経営は地域の評価の上に成り立っていることから、現行法の意見聴取事項等について評議員会の決議・承認等を要するとすることは、屋上屋を重ねることになる。

(選解任、適格基準)

各私立中学校・高等学校では、理事・評議員・監事・教職員など学校関係者が一丸となって学校経営や教育活動に取り組んでいる。校長理事は教学からの意見を学校経営に反映させており、評議員理事は理事会における相互監視に重要な役割を果たしていることから、いずれも引き続き必要である。また、建学の精神に基づく学校経営や教育活動を実施するためには、理事会・評議員会のメンバーには各学校の教育理念や実態を理解している者が必要である。

理事長の解職や理事の解任については、理事長や理事に法令違反等の解任事由がないにも関わらず、むやみに解任や解任請求がされ、適正な学校経営や教育活動が妨げられることがないようにすべきである。また、中高法人においては、金融機関から借り入れをする際、理事長個人が保証債務を負うこと等が総じてあることも含めて、理事会・評議員会の在り方を検討すべきである。

(任期・員数)

理事・評議員の任期について、学校経営や教育活動は安定的・継続的に行っていく必要があることから、各学校法人がそれぞれの実情に応じて任期を定め、必要があれば再任されることができるとすべきである。

評議員会には学校法人の職員や私立学校の卒業生が含まれており、各中高法人では文部科学省の通知（平成 16 年 7 月 23 日付け 16 文科高第 305 号文部科学事務次官通知）を踏まえ、学校法人の役職員が大多数を占めたり、特定の同族が多く選任されたりしないよう取り組んでいる。さらに私立学校法では特別の利害関係を有する評議員は議決に加わることができないとされており、敢えて評議員の員数について、理事の 2 倍をこえる数が必要であるとするのは疑問である。

(その他)

理事会での理事による職務状況の報告について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律では報告回数は 3 か月に 1 回以上とされている。各学校法人によって理事会の開催回数は異なることから、理事会での理事による報告回数については各学校法人の実情を考慮する必要がある。

以 上